



平成 22 年 7 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社インターアクション
代表者名 代表取締役社長 木地 英雄
(コード番号 7725 東証マザーズ)
問合せ先 常 務 取 締 役 中 瀧 明 男
電話番号 045-788-8373
U R L <http://www.inter-action.co.jp>

証券取引等監視委員会による当社元取締役に対する課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社役員であった者による内部者取引について金融商品取引法違反の事実が認められたとして、課徴金納付命令を发出するよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告を行ったとの発表がなされました。

課徴金納付命令対象者である当社役員であった者とは当社調査の結果、平成 21 年 8 月開催の当社定時株主総会終結の時をもって既に退任している当社元取締役であることが判明しておりますが、このような事態が発生したことは当社として誠に遺憾であり、株主・投資家を始めとするすべての関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

また、当社といたしましては、今回の事態を厳粛に受け止め、社外監査役である弁護士 大橋俊二氏を委員長とする「再発防止委員会」を組織し、内部者取引防止のための施策をさらに徹底してまいります。

記

1. 勧告を受けた事由の概要

勧告によると、課徴金納付命令対象者である当社元取締役は、当社が平成 21 年 5 月期の連結業績予想を下方修正する事実をその職務に関して知り、この事実が公表された平成 21 年 7 月 10 日より前の同年 5 月 27 日から同年 7 月 6 日までの間に、当社株式合計 240 株を自己の計算において総額 912 万 2,850 円で売り付けたものであります。

この行為が、金融商品取引法第 175 条第 1 項に規定する「第 166 条第 1 項・・・の規定に違反して、同条第 1 項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められました。

2. 勧告の概要

上記の違法行為に対し、当社元取締役が金融商品取引法に基づき納付を命じられる課徴金の額は、345 万円です。

3. 今後の対応について

元取締役に対しては、本件の重大性と当社に対する信頼を著しく損なうこととなったことを考慮し、厳正な姿勢で臨むとともに刑事、民事両面での法的措置を検討してまいります。

4. 再発防止策について

「再発防止委員会」は、社外監査役である弁護士 大橋俊二氏を委員長とし、その下に 3 名の委員で構成し、今回このような内部者取引が発生した原因を究明し、再発防止に向けた具体策を立案のうえ、当社に対して指導してまいります。

具体策については、現状の内部者取引防止に関連する社内規程およびルールの見直し・強化、役員・従業員に対するインサイダー取引防止教育などを検討してまいります。

当社では、平成 16 年 8 月に「内部者取引管理規程」を制定し、役職員等による当社株式の売買について厳格に規制しています。当社株式の売買を行うにあたっては、事前に届出を行い、情報取扱責任者の事前承認を要することとしています。また、平成 20 年 5 月には「コンプライアンス規程」を制定し、公正・適切な企業活動を行うため役職員が遵守すべき「コンプライアンス行動基準」を定めるとともに、コンプライアンス委員会を設置し、当社内の業務に関する不正行為を防止する仕組みを構築しております。本件は、インサイダー取引に関する規制の趣旨および内容を知り、業務執行を監督する立場にある者による関係法令ならびに社内制度・諸規程違反であり、極めて悪質な行為であると言わざるを得ません。

当社といたしましては、内部者取引防止のための制度の実効性を高めるために、「コンプライアンス行動基準」に則り、さらは一層のコンプライアンスに対する意識の徹底を図ってまいります。

以上